

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

株式会社山龍

法人番号 4310001007298（長崎県知事許可 第 012085 号）

2 取引停止措置期間

3 か月（令和 7 年 6 月 2 3 日～令和 7 年 9 月 2 2 日）

3 取引停止の理由

本件は、株式会社山龍の当時代表取締役及び他社 1 名が、長崎県佐々町が令和 6 年 7 月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、令和 7 年 3 月 8 日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和 7 年 3 月 2 8 日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 4 号に該当するため。

令和 7 年 6 月 2 3 日

国立大学法人東海国立大学機構

機構長 松 尾 清 一